

報道資料

令和6年3月1日
菊池市役所総務部総務課

菊池市は、下記のとおり職員の懲戒処分を行うこととしたので、菊池市職員の懲戒処分の公表に関する規程に基づき、公表します。

記

- 1 被処分者 （所属）経済部
（役職）参事 （性別）男性 （年齢）45歳
- 2 処分発令日 令和6年2月29日
- 3 処分の種類 懲戒処分 停職 3ヶ月
- 4 処分の理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

（事案の概要）

被処分者は、令和5年度における市単独補助事業において、受付から支払い業務までの全ての事務を怠り、12件（422,000円）の支払い遅延を生じさせた。そのうち督促のあった2件（33,000円）について私費での立替払いを行った。

また、令和4年度の市単独報奨金の支払い不足分（1件：37,068円）において、私費での立替払いを行った。

さらに、外部協議会の受託事業において、事務局の決裁を受けずに物品購入（1件：130,000円）を行い、私費での立替払いを行った。

これら一連の事実は、法令及び上司の職務上の命令に従う義務を定めた地方公務員法第32条に違反するとともに、全力をあげて職務に専念すべきことを定めた同法第30条及び第35条に違反するため、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当し、懲戒処分とした。

なお、被処分者は、参事職という中堅の監督職として後輩職員を指導するような立場にある。さらに、過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けている。

（その他）

上司についても管理監督者に対する指導上の措置として嚴重注意（口頭）とした。

※この書類をもって公表と代えさせていただくこととし、記者会見は行いません。

不明な点は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

菊池市役所 総務部総務課 職員係 TEL 0968-25-7204（古庄・川口）

■配信元

菊池市役所 市長公室 広報交流係 TEL 0968-25-7252